（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第三条　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する配偶者からの暴力」の下に「又は同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」を加える。

附　則

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。